

マネーロンダリングリスクに対する 金融機関の対応と課題

～顧客情報管理の観点から～

早稲田大学

商学学院総合研究所 WBS研究センター

瀧澤和子

kazuko.takizawa@aoni.waseda.jp

December 1, 2012

本日の発表内容

1. マネーロンダリング対策の歩みと現状
2. 顧客/個人情報管理
 - 1 個人情報保護法上の「疑わしい届け出の取引」に係る個人情報の扱い
 - 2 特定事業者とFIU、捜査機関等による情報共有
 - 3 顧客デューディリジェンス
 - 4 疑わしい届け出の取引提出義務の拡大
3. マネーロンダリング対策の今後

※ 本発表および予稿の見解は発表者個人のものであり、
所属先の見解を示すものではありません。

1. マネーロンダリング対策の 歩みと現状

マネーロンダリング対策強化の背景

- 麻薬犯罪対策が端緒
- 米国が旗振り役一特に、9.11同時多発テロ以降、テロ資金根絶のため、各国に対策を進めるよう強く働きかけ一組織犯罪対策
- FATF (Financial Action Task Force: ファトフ)
 - 1989年7月のアルシュ・サミットで設立が合意された政府間会合
 - マネーロンダリング対策の分野で国際協調を推進するため、国際的指針の作成や提言行う
 - 「マネーロンダリングに関する40の勧告」、
「テロ資金供与に関する9の特別勧告」
- 日本の対策は欧米の後追い
 - FATFの対日審査でも厳しい指摘を受ける
 - 米国議会上院報告書にて名指しで問題視される
 - ロシアとの取引が日本の地方銀行を経由された
 - 治安の良さ、口座開設など取引の迅速さ、利便性重視

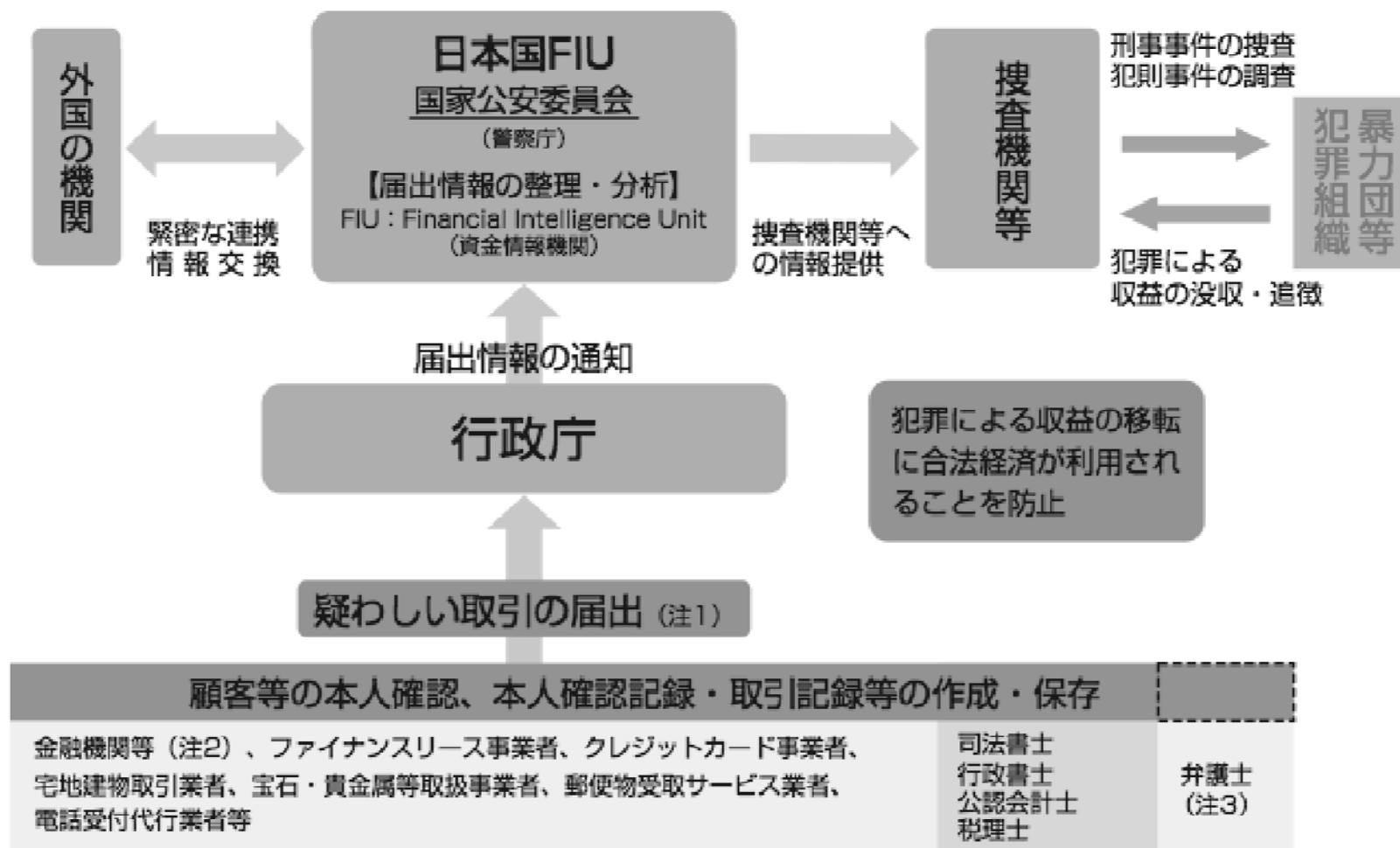
米国におけるマネーロンダリング関連処分

罰則	金融機関名	年	金額 (US\$)
民事制裁金 (Civil Penalty)	<i>Banco de Chile – New York</i>	200 5	3,000,000
	<i>Arab Bank of New York</i>		24,000,000
	<i>Am South Bank</i>	200 4	10,000,000
	<i>Riggs Bank N.A.</i>		25,000,000
過料	<i>ABN Amro-New York & Chicago</i>	200 5	80,000,000
和解(Settlement agreement)	<i>Bank of New York</i>		38,000,000
刑事訴追の留保処分(1年間)/罰金	<i>Union Bank of California</i> (三菱東京UFJ銀行子会社)	200 7	31,600,000
一部業務停止命令/罰金	<i>American Express Bank International, Miami, FL</i> (アメックス子会社)		65,000,000

マネーロンダリング対策関連法規等

日本		国外	
1990年7月	大蔵省から金融団体に対して顧客の本人確認実施要請(自主規制)	1988年	麻薬新条約 一薬物犯罪収益にかかるマネーロンダリングを犯罪として取締まる各国に義務づけ
1992年7月	麻薬特例法施行 一疑わしい取引の届け出(SAR)制度創設	1990年	Bank Secrecy Act(米国)施行 一マネーロンダリングの恐れが有る取引を届け出(5318A条)
2000年2月	組織的犯罪処罰法施行 一前提犯罪の拡大、FIU設置(金融庁)	1990年4月	「資金洗浄に関する40の勧告」(FATF)
2002年7月	同法一部改正 一テロに対する資金供与の疑いが有る取引もSAR対象	2001年9月	「テロ資金供与に関する8の特別勧告」(FATF)
2003年1月	本人確認法施行	2001年10月	PATRIOT Act(米国)施行
2007年	FIU移転(金融庁→警察庁)	2003年6月	改訂版「40の勧告」(FATF)
2008年3月	犯罪移転収益防止法施行	2004年10月	「9(8+1)の特別勧告」(FATF)
2013年4月	同法改正		

犯罪収益移転防止法の体系



注1：弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士は、疑わしい取引の届出義務の対象外である。
 注2：金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、送金人情報の通知義務を負う。
 注3：弁護士による本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

「疑わしい取引の届け出」フォーマット

別記様式第1号 第15条関係)

年 月 日

殿

事業者名

印

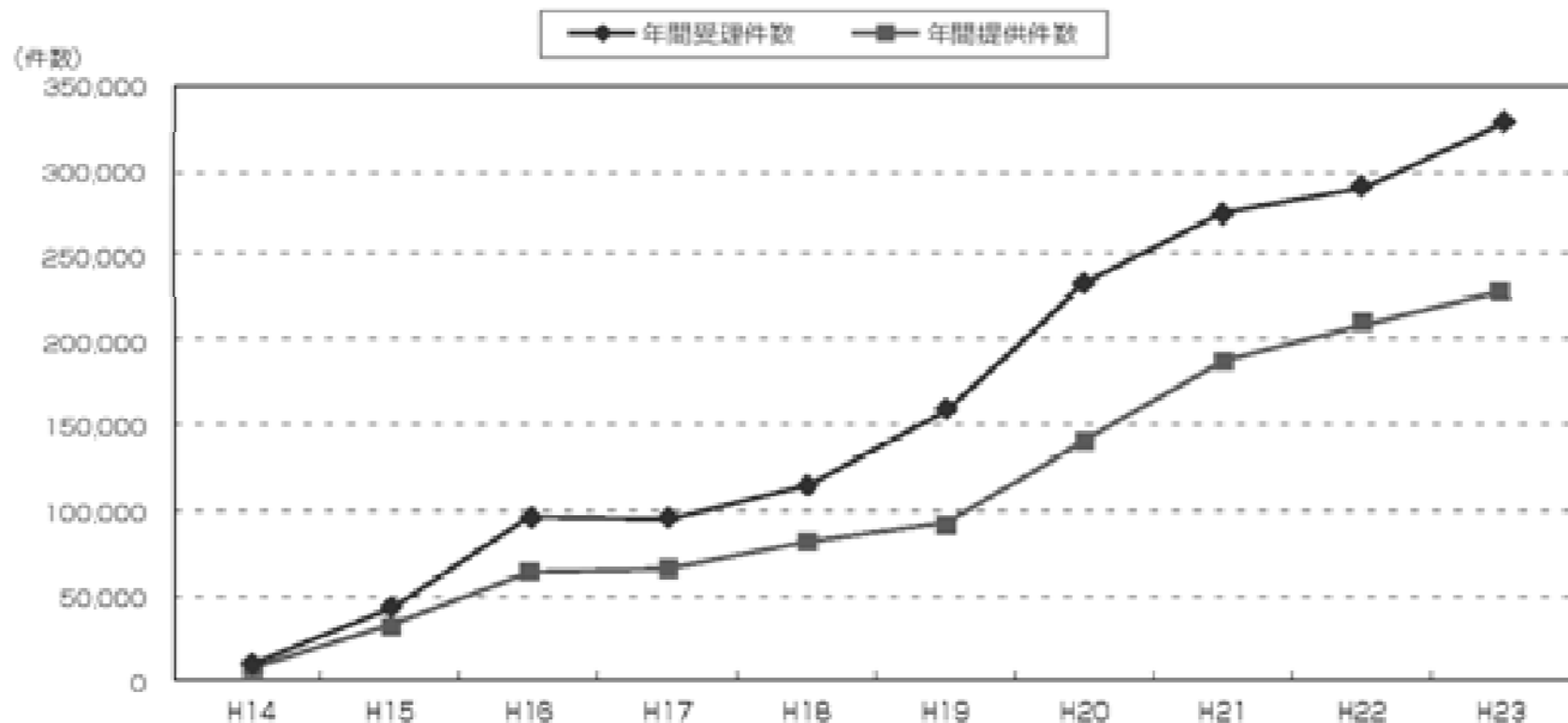
代表者名

疑わしい取引の届出について

犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

届出番号		届出番号		届出番号	
届出特定事業者					
届出番号	年) -	番号)	部署名・営業所・代理店等名称		
役職			担当者名		
本店 〒 所在地					
営業所 代理店等 〒 所在地					
電話番号			内線番号		
顧客等に関する情報					
フリガナ					
氏名(法人名)					
フリガナ					
通称・異名等					
個人・法人の別	生年月日(設立日)				性別
国籍			在留資格		
電話番号					
電子メール アドレス等					
〒 住所(所在地)					
ビル名等					
勤務先名 (その他の連絡先)			事業内容		
〒 住所(所在地)					
ビル名等					
届出理由					

増加する“疑わしい取引”の届け出



年間受理件数	18,768	43,768	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341
年間提供件数	12,417	30,090	64,675	66,812	71,241	98,629	146,330	189,749	208,650	234,836

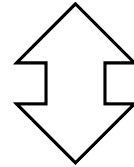
注1：年間受理件数とは、平成14年1月から19年3月までは金融庁が、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が受理した件数であり、19年の受理件数は金融庁受理件数と国家公安委員会・警察庁受理件数の合計である。

注2：年間提供件数とは、平成14年1月から19年3月までは金融庁が警察庁へ、19年4月からは国家公安委員会・警察庁が捜査機関等へ提供した件数であり、19年の提供件数は金融庁提供件数と国家公安委員会・警察庁提供件数の合計である。

2.顧客情報管理

2.1 個人情報保護法上の 「疑わしい取引の届け出」に係る個人情報の扱い

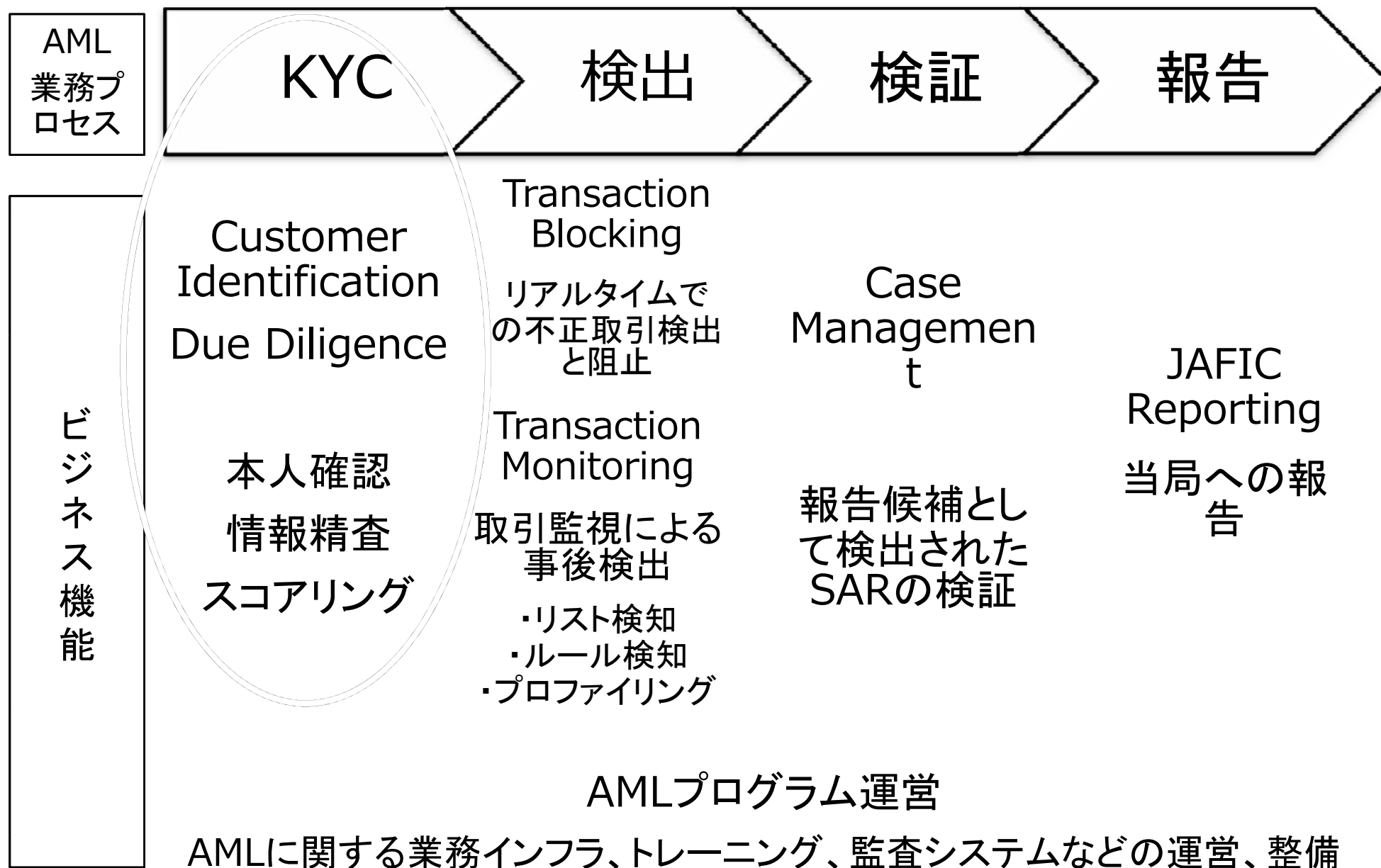
- 本人確認
 - 犯罪収益移転防止法4条に基づく要請である旨明示
 - 利用目的を本人に通知、公表(個人情報保護法18条)



- 疑わしい取引の届け出
 - 存否が明らかになることで、犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶ恐れがある情報
 - 「保有個人データ」からは除外(個人情報保護法施行令3条4号)
 - 疑わしい取引の届け出をしようとしていること、または届け出につき、当該金融機関(その役員および使用人も含む)は、取引の相手方またはその関係者に漏らしてはならない(犯罪収益移転防止法9条2項)
 - 他の法令に違反することになるため、開示義務(個人情報保護法25条)除外
 - 本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある情報
 - 個人情報保護法上の例外、本人の同意なく使用または提供可能(個人情報保護法16条3項1号および23条1項1号)

2.2 顧客デューディリジェンス

AML業務の要素



2008年3月実施 対日FATF勧告の遵守評価(抜粋)

40の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠
5	顧客管理	NC	<p>[求められる顧客管理措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関は、法人顧客の代理人として活動する自然人が当該法人から権限委任されていることを確認する義務を負わない。 ・ 法人顧客の法的地位、取締役、法人又は法的取極に対して拘束力を有する定款に関する情報の入手を義務付けられていない。 ・ 真の受益者の身元の確認及び照合に関する一般的な義務がない。 ・ 顧客が他人を代理しているかどうかを判定すること、或いは当該他人の身元を確認するために、合理的な措置を採ることを義務付けられていない。 ・ 顧客の所有及び管理構造の把握、もしくは最終的に法人を所有又は支配する者が誰であるかの判定の義務づけがない。 <p>[リスク]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの高い分野の顧客、業務関係、取引が強化された顧客管理の対象となっていない。 ・ リスクの低い分野の顧客が顧客管理義務から完全に除外されている。 <p>[既存顧客]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関に対し、重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を義務付ける法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段がない。
	…		……

C: Compliant (履行)、LC: Largely Compliant (概ね履行)、PC: Partly Compliant (一部履行)、
NC: Non-Compliant (不履行)

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」改正法 (2011年4月公布、2013年4月施行)

- FATF対日相互審査結果を色濃く反映
- 従前の本人特定事項確認＋以下の取引時確認事項
 1. 取引を行う目的(国・地方公共団体・上場会社等を除く)
 - 自然人、法人(上場会社を除く)、人格なき社団・財団のいずれも取得対象(新法4条1項2号)
 2. 職業(自然人)・事業内容(法人や人格なき社団・財団)
 - 国、地方公共団体・上場会社等を除く(新規則案8条1号)
 3. 実質的支配者の本人特定事項の確認(上場会社を除く法人)／
代理権の確認(自然人の代理人および法人や国等の取引担当者)
 - (新法4条1項、新規則案11条4項)。
 4. 資産および収入の状況確認(高リスク取引)
 - (新法4条2項)。

2.3 特定事業者とFIU、捜査機関等による情報共有

- 提出されたSARは、必要に応じて、FIUの他、捜査機関等に提出される
 - 都道府県警察、検察庁、麻薬取締部および海上保安庁の各捜査機関並びに税関、証券取引等監視委員会に提供される(犯罪収益移転防止法11条)。
 - 外国のFIUなどの機関とも情報共有されることがある(同法12条)。
- 米国)PATRIOT法 314条(a)、(b):地方自治体や政府機関同士も含めた情報共有規定
 - SARの金融機関同士の共有は禁止されている
 - 同法は、捜査の有効性、効率性を高めてはいるが、同時に情報利用の急速な拡大懸念も?
 - Right to Financial Privacy Act of 1978によって、政府機関による銀行の顧客情報へのアクセスは原則禁止されていたが、PATRIOT Act of 2001によって改正され、テロ関係の捜査については、政府による個人情報アクセスの制限が緩和された

2.4 疑わしい取引届け出義務の拡大

- 2003年6月 FATF「40の勧告」改正時に、職業専門家も対象に
 - 英国弁護士によるマネーロンダリング関与の事例
- 日本でも対策義務の拡大(犯罪収益移転防止法2条)
- 非金融事業者(ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付代行業者、司法書士等)
 - :本人確認および疑わしい取引の届け出義務付け
- 士業従事者は、疑わしい取引届け出義務は対象外
- 本来は、守秘義務によって、クライアントの情報を厳格管理し、外部に漏洩しないように努めるべき
- 職業専門家故に業務に不透明さ、外部からは違法行為を察知しにくい
- 現在は、銀行からの提出が9割以上だが、宝石商、賭博関連業界など潜在的高リスクの業界も

3. マネーロンダリング対策の 今後

3. マネーロンダリング対策の今後

- 他分野の不正対策、特に脱税対策との統合
 - 米国では2013年からFATCA(Foreign Account Tax Compliance Act:外国口座税務コンプライアンス法)が発効、日本の金融機関にも影響大
 - 現在は信用供与とマネーロンダリング対策はそれぞれ別のデータベースを基に運用している金融機関が大半
 - 長期的にはシステムや担当部門が統合されていくことも？
 - 分断されていた情報が一カ所に集められ、顧客毎に「名寄せ」
- 複雑な状況を織り込んだ分析
 - 単純なリスト検知からより複雑なプロファイリングへ

- 捜査の網羅性、有効性VSプライバシー保護とのトレードオフ
 - FATFの戦略や基準、審査結果には、厳格な金融犯罪対策を求める米国の影響
 - 日本のビジネス環境: 迅速な取引開始や顧客に利便性が高いサービスが当たり前
 - 顧客の反発を受ける可能性も
- 顧客への啓発や、適切な妥協点の模索が必須

ご清聴ありがとうございました。